

知北平和公園組合 合葬墓地設計業務委託 特記仕様書

(案)

令和6年5月
知北平和公園組合

目次

| | | |
|--------|----------------------------------|----|
| 1 | 総則 | 1 |
| 1.1 | 業務名称等 | 1 |
| 1.2 | 履行期間 | 1 |
| 1.3 | 計画施設概要 | 1 |
| 1.4 | 適用 | 1 |
| 1.5 | 設計と条件 | 1 |
| 1.5(1) | 敷地の条件 | 1 |
| 1.5(2) | 施設の条件 | 2 |
| 1.5(3) | 建設の条件 | 2 |
| 1.5(4) | 設計と条件の資料 | 2 |
| 2 | 設計業務の範囲 | 2 |
| 2.1 | 現況調査 | 2 |
| 2.2 | 測量調査 | 3 |
| 2.3 | 地質調査 | 3 |
| 2.4 | 基本設計 | 3 |
| 2.4(1) | と条件の細部検討 | 3 |
| 2.4(2) | 諸施設の検討及び設定 | 3 |
| 2.4(3) | 基本設計図書の作成 | 4 |
| 2.4(4) | 概算工事費の算出 | 4 |
| 2.4(5) | 基本設計説明書の作成 | 4 |
| 2.4(6) | 照査 | 4 |
| 2.4(7) | 成果品（基本設計） | 4 |
| 2.5 | 実施設計 | 4 |
| 2.5(1) | 設計業務 | 5 |
| 2.5(2) | 法令関係の申請手続き業務（必要な各種協議、申請書等の作成を含む） | 5 |
| 2.5(3) | 成果品（実施設計） | 6 |
| 3 | 業務の実施 | 11 |
| 3.1 | 一般事項 | 11 |
| 3.2 | 適用基準等 | 11 |
| 3.2(1) | 法令・条例等 | 11 |
| 3.2(2) | 基準等 | 12 |
| 3.3 | 提出書類 | 13 |
| 3.4 | 業務計画書 | 13 |
| 3.5 | 監督職員の権限内容 | 14 |
| 3.6 | 管理技術者及び担当技術者の資格要件 | 14 |
| 3.6(1) | 管理技術者 | 14 |
| 3.6(2) | 担当技術者 | 14 |

| | | |
|---------|----------------------|----|
| 3 . 7 | 貸与品等..... | 14 |
| 3 . 8 | 打合せ及び記録..... | 15 |
| 3 . 9 | 成果物等の情報の適正な管理..... | 15 |
| 3 . 1 0 | その他、業務の履行に係る条件等..... | 16 |

知北平和公園組合 合葬墓地設計業務委託 特記仕様書 (案)

1 総則

1.1 業務名称等

委託業務名：合葬式墓地設計業務委託

施設等の名称：知北霊園

委託業務場所：大府市桜木町地内

1.2 履行期間

契約締結の日から令和8年(2026年)2月27日まで

ただし、以下の業務内容の履行期間については、下記のとおりとする。

基本設計：令和7年(2025年)4月30日まで

実施設計：令和7年(2025年)10月30日まで

(法令関係の申請手続き業務を除く)

1.3 計画施設概要

(1)施設名称：知北霊園合葬墓地

(2)敷地の場所：愛知県大府市桜木町五丁目110番地

(3)施設用途：合同埋蔵施設、参拝施設(個別収蔵施設、参拝所、管理室、納骨準備室、トイレ)

1.4 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「・」印が付いたものを適用する。

1.5 設計と条件

1.5(1)敷地の条件

a.敷地面積 約1,480m²(建築確認申請の敷地面積とは異なる)

b.区域区分 市街化調整区域

c.用途地域 なし

d.法定建蔽率 60%

e.法定容積率 200%

f.防火地域等 防火地域指定なし、22条区域

g.地区計画 該当なし

h.その他区域 宅地造成工事規制区域、砂防区域、特定都市河川流域
都市計画法19条第1項に基づく都市計画決定(墓園)

1.5(2) 施設の条件

【合同埋蔵施設】

- a. 埋蔵焼骨数 : 8,000 体以上 (4 寸骨壺容量 / 体)
- b. 主要構造 : 提案による

【参拝施設】

- a. 延べ床面積 : 150m² 程度
- b. 主要構造 : 木造 平屋
- c. 諸室 : 個別収蔵施設 (収蔵骨壺数 4 寸骨壺 2,000 ~ 2,500 個)
参拝所、管理室、納骨準備室、トイレ (男女別、多目的)

【その他】

- a. 火葬残骨埋蔵施設 : 火葬場で収骨されなかった焼骨を埋蔵する施設
埋蔵可能量 : 17.0m³ 以上
主要構造 : 提案による

1.5(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 : 200,000,000 円 (税抜) 程度
- b. 建設工期 : 令和 8 年 3 月 ~ 令和 9 年 3 月

1.5(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。
知北霊園合葬墓地整備方針

2. 設計業務の範囲

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書 (国土交通省)」、「設計業務等共通仕様書 (愛知県建設部)」、「測量作業共通仕様書 (愛知県建設部)」、「地質・土質調査業務共通仕様書 (愛知県建設部)」による。

なお、「公共建築設計業務委託共通仕様書」に示す用語の「調査職員」を「監督職員」と読み替える。

2.1 現況調査

知北霊園全体の利用導線、施設の状況と候補地の規模、地形、地質等の確認
管理者、関係者へのヒアリング、交通、景観等周辺への影響等の確認
その他発注者と協議の上必要と決定されたもの。

2.2 測量調査

4級基準点測量

現地測量を実施する際に必要となる基準点を設置する。選点は地形測量等を考慮して効果的な配点とすること。また、既知点（与点）については監督員と協議の上決定すること。

縦断測量・横断測量

合葬墓地敷地事前体の横断測量を実施し、現況縦断面図および横断面図の作成を行う。なお縦断方向の設定は監督員と協議の上決定するものとする。

現地測量

合葬墓地敷地の地形地物を観測し、地形測量図を取りまとめる。また、地形測量図の縮尺は、1/100とする。

2.3 地質調査

合葬墓地敷地の現況地盤のボーリング調査を行い、設計諸条件の設定に資することを目的とする。

調査震度は、予定施設規模から深度 10m とし、実際の地盤状況によっては支持層となる地層まで調査を行う。

土質ボーリング調査（ノンコアボーリング） 60mm L=10.0m×1か所

標準貫入試験 10回×1か所

孔内水平載荷試験 1回×1か所

室内土質試験 1資料

解析等調査業務（断面図の作成、液状化の検討）

2.4 基本設計

2.4.(1) 与条件の細部検討

- ・与条件や基本設計の把握と整理
- ・関係法令の制限および手続きに関する、各所管行政庁、建築確認申請審査機関等への事前の相談及び調整
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地詳細調査（設計対象地とその周囲）

2.4.(2) 諸施設の検討及び設定

- ・基本計画書の整合性確認
- ・施設基本方針の検討と設計（合同埋蔵の方法、個別収蔵の方法を含む）
- ・植栽基本方針の検討と設計
- ・供給処理施設（電気・水道・排水等）基本方針の検討と設定
- ・維持管理基本方針の検討と設定（管理運営の方法、参拝受付の方法を含む）

2.4(3) 基本設計図書の作成

- ・基本設計平面図
- ・造成計画平面図
- ・施設平面図、立面図、断面図
- ・外構・造園計画平面図
- ・合同埋蔵施設設計画図、個別収蔵施設設計画図
- ・供給処理設備（電気・水道・排水等）計画平面図
- ・主要断面図
- ・イメージ図、パース（外観・内観）

2.4(4) 概算工事費の算出

- ・基本設計平面図に基づいた概算工事費の算出
- ・特注品、制作品、特殊工法等、刊行物掲載価格に記載がないものについては、専門業者から見積りにて積算すること。

2.4(5) 基本設計説明書の作成

- ・上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

2.4(6) 照査

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性
- ・成果品の内容の適正照査

2.4(7) 成果品（基本設計）

成果品は、次のとおりとする。成果品電子媒体のデータの形式は、各成果品の PDF データ、及び作成に用いた CAD データ（dwg 形式）、文書データ（docx 形式）、写真データ（jpeg）とする。

- | | |
|-----------------|-----|
| ・地形測量図 | 1 部 |
| ・地質調査報告書 | 1 部 |
| ・基本設計説明書 | 4 部 |
| ・概算工事費積算資料（見積書） | 1 部 |
| ・照査報告書 | 1 部 |
| ・成果品電子媒体（DVD-R） | 2 部 |

2.5 実施設計

意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等、工事を行うに必要な実施設計図書の作成及び関係法令の手続きを行うこととし、次に掲げる業務を標準とする。

2.5(1) 設計業務

- ・ 建築・土木（意匠）実施設計
- ・ 建築・土木（構造）実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計
- ・ 造園実施設計
- ・ 建築・土木積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・ 電気設備積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・ 機械設備積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・ 造園積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
- ・ 工事費算出業務（設計書作成）
- ・ 営繕積算システム RIBC（建築コスト管理システム研究所）による設計書の作成
- ・ テレビ電波障害机上検討
- ・ コンピュータ設計支援ソフト（以下 CAD）等による図面作成
- ・ 現地調査
- ・ 地質調査及び現場立会
- ・ 維持管理費用概算の算出
- ・ 環境対策データシート及び総合評価表の作成（愛知県公共建築グリーン整備基準）
- ・ その他
- ・ 宅盤整備（切土・盛土、排水工、擁壁、沈砂池（常設）、既設工作物撤去など）に係る造成設計図書（図面・設計書）の作成をすること。
- ・ 事業地の周辺道路や隣地との高さの整合を図るとともに、経済的な施工となるように設計を行うこと。

2.5(2) 法令関係の申請手続き業務（必要な各種協議、申請書等の作成を含む）

- ・ 建築確認等申請手続き業務
- ・ 都市計画法申請手続き業務
- ・ 大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例による届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 建築審査会申請手続き
- ・ 建築物省エネルギー法関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 建築基準法第 7 条の 6 申請（仮使用の承認）
- ・ 建築基準法第 86 条申請（一団地）
- ・ 河川法第 条申請
- ・ 宅地造成規制法第 11 条協議

- ・各種協議
- ・消防法協議及び申請手続き業務
- ・バリアフリー新法協議及び申請手続き業務
- ・水道法に係る協議等
- ・下水道法又は浄化槽法に係る協議等
- ・その他
- ・土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する書類の作成及び手続き
- ・砂防法、特定都市河川浸水被害対策法に規定する規定する書類の作成及び手続き

2.5(3) 成果品（実施設計）

成果品は、意匠設計、構造設計、設備設計及び環境整備設計等、工事の実施及び整備事業費を積算するために必要な実施設計図書とし、次に掲げるものを標準とする。

また、各成果品の電子データを電子媒体（DVD-R）に保存したものを、2部を提出すること。電子データの形式は、各成果品のPDFデータ、及び作成に用いたCADデータ（dwg形式）、文書データ（docx形式）、写真データ（jpeg）とする。

詳細については、監督員と十分に協議すること。

| 機械設備 | | |
|-------|----------------|----|
| 設計図書名 | | 部数 |
| ・ | 特記仕様書 | 2部 |
| ・ | 敷地案内図 | 2部 |
| ・ | 配置図 | 2部 |
| ・ | 給排水衛生設備系統図 | 2部 |
| ・ | 給排水衛生設備平面図（各階） | 2部 |
| ・ | 消火設備系統図 | 2部 |
| ・ | 消火設備平面図（各階） | 2部 |
| ・ | 排水処理設備図 | 2部 |
| ・ | 給湯設備図 | 2部 |
| ・ | 機器表 | 2部 |
| ・ | 空調設備機器図 | 2部 |
| ・ | 空調設備系統図 | 2部 |
| ・ | 空調設備平面図（各階） | 2部 |
| ・ | 換気設備系統図 | 2部 |
| ・ | 換気設備平面図（各階） | 2部 |
| ・ | 排煙設備図 | 2部 |
| ・ | 衛生器具設備図 | 2部 |
| | ガス設備図 | 2部 |
| | 自動制御設備図 | 2部 |
| ・ | 屋外設備図 | 2部 |
| | 厨房機器設備図 | 2部 |
| ・ | 尿尿浄化槽設備図 | 2部 |
| | ごみ処理設備図 | 2部 |
| | さく井設備図 | 2部 |
| ・ | 部分詳細図 | 2部 |
| | 搬送機設備図 | 2部 |
| | 特殊設備図 | 2部 |
| ・ | 仮設計画図 | 2部 |
| ・ | 機械設備工事積算数量算出書 | 2部 |
| ・ | 機械設備工事積算数量調書 | 2部 |
| ・ | 機械設備チェックシート | 2部 |
| | | |
| | | |

| 土木（造成・外構）（1） | | |
|--------------|-------------------------|----|
| 設計図書名 | | 部数 |
| ・ | 特記仕様書 | 2部 |
| ・ | 現況平面図 | 2部 |
| ・ | 現況縦横断面図 | 2部 |
| ・ | 造成計画平面図 | 2部 |
| ・ | 造成計画縦横断面図 | 2部 |
| ・ | 排水施設計画平面図 | 2部 |
| ・ | 排水施設縦横断面図 | 2部 |
| ・ | 排水施設構造図 | 2部 |
| ・ | がけの断面図 | 2部 |
| ・ | 擁壁の断面図 | 2部 |
| ・ | 擁壁の展開図 | 2部 |
| ・ | 擁壁の構造詳細図 | 2部 |
| ・ | 防災工事計画平面図 | 2部 |
| ・ | 防災施設構造図 | 2部 |
| ・ | 土工量計算書 | 2部 |
| ・ | 施工検討書 | 2部 |
| ・ | 土木工事積算数量算出書 | 2部 |
| ・ | 土木積算数量調書 | 2部 |
| | 雨水貯留浸透施設計画図 | 2部 |
| | 雨水貯留浸透施設構造図 | 2部 |
| | 雨水貯留浸透施設容量 計算表 | 2部 |
| ・ | 雨水等流量計算書 | 2部 |
| | 流域図 | 2部 |
| ・ | 行為区域図 | 2部 |
| | 集水区域図 | 2部 |
| ・ | 求積図 | 2部 |
| | 阻害行為の流出量算定表 最大放流量合計表 | 2部 |
| | 現地透水試験データ シート | 2部 |
| | 施設チェックシート | 2部 |
| | | |
| | | |

上記のうち、・印を附したものを標準として提出する。但し、設計内容により監督員と協議の上、省略することができる。

3 業務の実施

3.1 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

施設設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

3.2 適用基準等

本業務の実施にあたり、適用すべき法令（法令に基づく政令、省令、告示、通達等を含む。）条例及び基準などは、本仕様書の定めによるほか、次の示すもののうち・に 印を附したものとし、いずれも業務実施時点の最新のものを適用する。

受注者は、適用基準等により難い特殊な広報、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。

適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.2(1) 法令・条例等

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 23 年省令第 24 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 51 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・愛知県建築基準条例（昭和 39 年条例第 49 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号）
- ・愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
（平成 6 年 10 月 14 日条例第 33 号）
- ・愛知県土地開発行為に関する指導要綱（昭和 49 年 5 月 1 日）
- ・大府市土砂等採取及び埋立て等に関する条例
（令和元年 12 月 26 日大府市条例 31 号）
- ・大府市墓地、埋葬等に関する法律施行規則
（平成 23 年 12 月 27 日大府市規則第 36 号）
- ・大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
（平成 26 年 3 月 28 日大府市条例第 4 号）
- ・知北平和公園組合霊園条例（昭和 57 年 2 月 10 日条例第 1 号）
- ・知北平和公園組合霊園条例施行規則（昭和 57 年 3 月 25 日規則第 1 号）
- ・その他関係法令等

3.2(2) 基準等

- ・建築設計基準及び同解説（H18 年版より改修設計基準包含）
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築鉄骨設計基準及び同解説
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書
（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書
（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説

- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- ・公共建築数量積算基準・同解説
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・公共建築設備数量積算基準・同解説
- ・公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- ・公共建築工事設計書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説
（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル
（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- ・特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針
- ・昇降機技術基準の解説
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・愛知県人にやさしい街づくり推進に関する整備基準
- ・排水再利用・雨水利用システム設計基準
- ・擁壁設計標準図
- ・建築 CAD 図面作成要領（案）
- ・愛知県あいくる材率先利用方針
- ・土木工事共通仕様書（愛知県建設部）

3.3 提出書類

業務実績情報の登録 ・ 要 ・ 不要

3.4 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の書類を添付するものとする。
 なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。
 - a. 業務工程表（様式 2）
 - b. 管理技術者通知書（様式 3）
 - c. 業務実施体制表（様式 4）
 - d. 公共建築設計業務委託共通仕様書第 3 章 3.2 に定める設計方針

e. その他、監督員が必要に応じ指定する書類

(3) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合、提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

3.5 監督職員の権限内容

監督職員の権限は、契約書に規定する事項とする。

3.6 管理技術者及び担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者を適切に配置した体制とする。

なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。

3.6(1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・日本語に堪能であること
- ・建築基準法（昭和25年法律第202号）による建築士

3.6(2) 担当技術者

担当技術者の資格要件は次により、建築、土木、造園の分野毎に1名配置するものとする。

なお、建築分野の担当技術者は、受注者が会社その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

管理技術者は、建築又は造園の分野の担当技術者を兼務することができる。

管理技術者が兼務していない分野の担当技術者は、他分野の担当技術者を兼務することができる。

- ・日本語に堪能であること
- ・建築分野：建築基準法（昭和25年法律第202号）による建築士
- その他の分野：5年以上の実務経験

3.7 貸与品等

(1) 既存設計図書等

- ・発注者が所有する図面の冊子、CADデータ

(2) 既存資料

- ・墓地、埋葬等に関する法律、建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、砂防法に関する過去の許認可、届出の冊子

(3) 貸与・返却場所：知北平和公園組合管理事務所

貸与時期：業務着手時

返却時期：業務完了時

3.8 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

業務着手時

業務計画書提出時

基本設計成果物納品時

施設設計成果品納品時

督職員又は監理技術者が必要と認めるとき

3.9 成果物等の情報の適正な管理

- (1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

a. 2.4(7)、2.5(3)に規定する成果物(未完成の成果物を含む。)

b. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めただけに限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、3.7により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

- (2) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

3.10 その他、業務の履行に係る条件等

- (1) 指定部分の範囲 : 1.2による
指定部分の履行期限 : 1.2による
- (2) 成果物の提出場所 : 知北平和公園組合管理事務所
- (3) 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (4) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - a. 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - b. 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 写真を公表すること。
 - 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
上記により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
上記の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。